

平成十四年厚生労働省令第七十七号

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の全部を改正する省令を次のように定める。)

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種(欄に掲げる職種)に、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定指定試験機関

Table with columns: 職名, 業務の所在, 試験業務の範囲, 指定の日. Rows include various professions like 一般社団法人, 特定非営利活動法人, etc.

Table with columns: 職名, 業務の所在, 試験業務の範囲, 指定の日. Rows include 一般社団法人, 特定非営利活動法人, etc.

Table with columns: 職名, 業務の所在, 試験業務の範囲, 指定の日. Rows include 一般社団法人, 特定非営利活動法人, etc.

Table with columns: 職名, 業務の所在, 試験業務の範囲, 指定の日. Rows include 一般社団法人, 特定非営利活動法人, etc.

